

青少年会館の廃止・転用及び療育・教育の総合センター基本構想・整備計画について慎重且つ徹底審議を求める陳情書

陳情趣旨

青少年会館を廃止し療育・教育の総合センターに転用する基本構想・整備計画について、この基本構想・整備計画が適正なものであるかについて、貴市議会における慎重且つ徹底した審議を求めます。

理由

青少年会館を廃止し療育・教育の総合センターに転用することは、市行政の専権事項であります。青少年会館の改修など財政支出を伴うものであり、以下の理由により、市議会における慎重且つ徹底した審議を求めるものであります。

1. 青少年会館の廃止はその1階、2階を「こども発達支援センター」(仮称)に転用し3階の教育研究所と合わせ「療育・教育の総合センター」(仮称)とするものです。

「療育・教育の総合センター」(仮称)は逗子駅前ビル(菊池ビル)建て替えの際、その高さ制限を緩和する条件理由として新設されるビル(地下1階地上6階)の4階部分の内750㎡(20年無償)に開設することを目ざしてきました。しかし平成25年12月26日に菊池ビルより、工事着工のメドが立たないとの報告が市になされ、以降平成26年1月30日と3月6日にも菊池ビルから話を聞くが進展が見られないため、市は菊池ビルからの撤退(療育・教育の総合センター以外の目的に利用する)を平成26年3月20日に市長名で申し入れました。そして同日付という速さで菊池地所(株)から使用目的の変更を承諾する「承諾書」が市長に提出されました。

工事着工のメドが立たない理由として、菊池ビルは「明け渡しに関する調停が1件、訴訟が1件ある」としています。その調停、訴訟の内容進捗状況はいかがなものなのか、「調停、訴訟がある」ため、「工事着工のメドが立たない」ことにより療育・教育の総合センターの「菊池ビルからの撤退」という経緯は疑念を禁じえません。療育・教育の総合センターが撤退しても、高さ20mを24mに制限緩和したままというのは理解しがたいものです。

地上6階建を可能にする高さ20mを24mに制限緩和したのは、市の中心部に開設を模索していた療育・教育の総合センターという児童福祉施設がこのビル内750㎡(20年無償)で確保されるという市民にもメリットのある理由もあったからです。

しかし児童福祉施設があるということは、このA棟ビルはもとよりB棟ビル、あるいはA棟ビルから周囲30メートル以内の地域においては、ぱちんこ屋及び風俗営業が規制の対象となることは、菊池ビル(菊池地所)や建設会社が知らないわけではなく、一旦はこれを受け入れ、高さ制限の緩和を得てしまったあとは、「工事着工のメドが立たない」状況が生じたことで、療育・教育の総合センターの撤退となりました。

2. 市は菊池地所から使用目的変更「承諾書」を得ていますが、単に用途の変更を認める承

諾書は、キクチビルからの提供部分の確保には不十分です。4階部分の内750㎡(20年無償)の確保がなされている協定書(確認書)を締結されているわけではありません。

療育・教育の総合センターの撤退を決めた平成26年3月19日に行われた政策会議に於いて、経営企画部長の「キクチビルができたときに、逗子市賃借部分の使用目的はどのようになるのか」という問いに対して福祉部長は「なるべく既存の機能を持っていくようなかたちで検討していくが、駅前中心部にあるため、コストは割高になる」と代替え施設の菊池ビルへの設置には消極的な姿勢を示しており、何を持って「コストが割高になる」と言えるのか疑問であります。賃借(20年無償)面積を縮小して「コストがからない」施設の設置を想定しているのかと思わせる発言をしています。この発言からも賃借(20年無償)面積の縮小がなされ、高さ制限の緩和は変わらず、といったことが起ることはないのでしょうか。

3. 療育・教育の総合センター開設を目的に逗子市療育推進事業検討委員会(検討会)は、平成22年から平成26年5月まで計14回開催され、真摯な検討が行われてきた経緯があります。22年度第1回から25年度第2回(26年1月開催)まで延11回は市中心部＝逗子駅前ビル内(菊池ビル内)開設を目的に開催されてきました。しかし25年度第3回(26年3月開催)に於いて、市長から突然に逗子駅前ビル(菊池ビル)建設工事の遅延を理由に、逗子駅前ビル(菊池ビル)内開設をあきらめて青少年会館に開設する方針が発表されました。以降、逗子市療育推進事業検討委員会において青少年会館をその設置先としての検討は3回しか開催されていません。

現青少年会館が「療育・教育の総合センター」(仮称)の場所として適切なものが逗子市療育推進事業検討委員会における十分な検討が行われたとは思えません。

4. 青少年会館は会議、稽古、学習など登録団体に使用されています。地域住民の交流にも大きく寄与しています。青少年会館の近隣地域にこれに代わる施設が無いことから、代替え施設(新設・既存施設の転用、共用等)の確保はなされているのでしょうか。

5. 市は①「青少年会館の廃止・転用」②「療育・教育の総合センター基本構想・整備計画(案)」についてパブリックコメントを平成26年6月2日から平成26年7月1日の間、募集しました。

示された基本構想・整備計画(案)文書の記載の多大な不備がありました一例を指摘すると。

① 目次と記載ページが合っていません。

- 目次では第2章逗子市の障がい児の現状…6とありますが、本文6ページは「第1章逗子市の障がい児の現状」となっております。以下11ページは目次では第3章、本文では第2章となっております。以下第4章も同じく違っております。
- 目次では第3章4(仮称)こども発達支援センターの設備概要…17となっておりますが本文17ページは(仮称)こども発達支援センターでの支援のイメージ図が記載されており、4(仮称)こども発達支援センターの設備概要は18ページにあります。同じく5(仮称)こども発達支援センター組織体制は目次19、しかし本文は20ページにあります。以下全て目次のページと本文ページが合いません。

② 5ページと同様という記載が何か所にあります。この基本構想・整備計画(案)文書の5ページにそれに該当する記載内容がありません。障がい福祉課に聞いたところ28ページが報告書の5ページにあたるということでした。

このように記載が不十分、不正確で市民にパブリックコメントを求める文書としては頂けないものでした。基本構想・整備計画(案)文書を見直し、正確で分かりやすい文書にして公表し再度パブリックコメントを求め直すのが適切だと思います。

6. 福祉会館と青少年会館は直線で約100メートル正に目と鼻の先にあります。

こども発達支援センター事業の中心を成す療育相談室運営事業、心身障害児通園事業は福祉会館で行われています。運営主体の課題は後述しますが、その福祉会館について、平成22年度第1回療育推進事業検討委員会において市事務局は「現在、本市における療育推進事業は桜山に位置する福祉会館で実施しております。(中略)現在地では利用者が通所するための立地条件をみだしているとは言えず」と発言説明しています。福祉会館が青少年会館に換わったら立地条件を満たすことになるとは思えません。福祉会館における該当事業においても送迎が行われています。送迎が行われることで立地条件を満たすことにもなりません。立地条件をみだす場所を検討すべきではないでしょうか。

7. こども発達支援センター事業の根幹を成す事業は療育相談室運営事業と心身障害児通園事業です。基本構想・整備計画(案)文書にある逗子市療育推進事業検討報告書(平成23年度)には、こども発達支援センター事業の療育相談室運営事業と心身障害児通園事業はそのすべてが社会福祉協議会に事業委託することになっています。

逗子市療育推進事業検討報告書(平成23年度)は平成22年度第1回療育推進事業検討委員会から平成23年度第2回療育推進事業検討会まで計7回の委員会・検討会で検討された内容をまとめたものであります。その計7回の委員会・検討会において療育相談室運営事業と心身障害児通園事業を社会福祉協議会に事業委託するということがどのように検討されたのでしょうか。

平成22年度第1回～平成23年度第2回まで計7回の委員会・検討会の議事録を読みましたが、療育相談室運営事業と心身障害児通園事業を社会福祉協議会に事業委託するかどうかについて検討はほとんどされていません。社会福祉協議会への業務委託を見直す方向の議論検討はありますが、療育相談室運営事業や心身障害児通園事業を引きつづき社会福祉協議会に事業委託すべきという意見もなくそうした方向での検討もありません。いったいどこから社会福祉協議会に事業委託するとの記載になったのでしょうか。

「センターの運営については、基本は市の直営を考えているが、部分的には委託も検討している」これは平成25年度第3回逗子市療育推進事業検討会(平成26年3月17日)での市長の発言です。しかし療育相談室運営事業や心身障害児通園事業を委託したら一部委託ではなくほぼ全部委託になってしまわないのですか。委託しない部分はどこなのでしょう。直営によ

る運営される事業はなんなのか、全く見えてきません。

平成23年度第3回療育推進事業検討委員会に出席した若菜福祉部次長は「現在の福祉会館に設置しております療育相談室、それから通園事業が、場所的だけでなく非常にハードルが高く、そこへ行くにも勇気が必要であるというご意見もある」と述べ委託事業に課題問題があることを指摘しています。同じく若菜福祉部次長は「そもそも療育ということで話が始まっているもので、福祉会館の方で社会福祉協議会に委託している療育事業を完全にセンターの方に移すということが第一なんですね」「社協が引き継ぐ前提は、今ゼロに等しいと市役所としては考えています。」と発言しています。

8. 「療育・教育の総合センター基本構想・整備計画(案)」には、こども発達支援センターと教育研究所との連携が具体的に説明されていません。連携という文字は多くありますが、どのようなケースにどのような連携がなされるのか、連絡調整会議やケース担当者会議をもてば良いということではなく、ケースに応じた、敏速且つ密接な連携を普段の業務の中で実行できるのが示されていません。

連携の調整は誰が行うのでしょうか。こども発達支援センターにはセンター長を置くことになっていますが、療育・教育の総合センターのセンター長は今の所置くようにはみれません。というか、療育・教育の総合センターというのは、こども発達支援センターと教育研究所が入っている建物の総称で、組織名ではないようです。組織なら療育・教育の総合センター長を置くべきです。その療育・教育の総合センター長の指示のもと普段のこども発達支援センターと教育研究所との連携が図られることにならないと、同じ建物の中に、こども発達支援センターと教育研究所があるから連携が図られるということにはならないと思います。

以上の理由により、陳情します。

平成26年8月25日

逗子市久木3丁目15番32号

ミヤ ザキ トシ カズ
宮 崎 敏 一

逗子市議会議長 殿

